

# 個人市民税・県民税の申告は 3月15日(木)までに

皆さんに納めていただく市税は、学校や幼稚園・保育園・道路・公園・消防・防災など皆さんの生活に密着した、より良い高浜市の建設に欠かすことができないものですので、かならず申告をしてください。

- 問合せ先
- 確定申告に関する問合せ先 刈谷税務署 ☎21-6211
  - 税務相談専用電話 ☎0570-002007  
IP電話の方は ☎052-971-5577
  - 市民税・県民税申告に関する問合せ  
市役所税務グループ ☎52-1111 (内線246・247・253)

## 申告期限3月15日(木)

※市役所4階会議室での市内全域を対象にした申告相談受付は、2月23日(金)からです。おまじがいのないようにお願いします。

## 申告をする必要のある方

平成19年1月1日現在で、高浜市に住所があり、平成18年(1月1日から12月31日まで)に所得のあった方は、申告をする必要があります。

ただし、勤務先から給与支払報告書の提出のある給与所得のみの方は、申告をする必要はありません。給与所得者でも給与所得以外に所得(配当・不動産・雑・一時・営業・農業などの所得)のある方や年金などの支給を受けている方は、申告をする必要があります。また、雑損・医療費控除を受ける方は、申告をするときに雑損の内訳・医療費の領収書など、必要書類をかならずお持ちください。

## 出張受付を行いません

申告書の出張受付は、次のとお

## 税理士による 税無料相談

東海税理士会刈谷支部所属の税理士が、税の無料相談を行いません。

とき 2月19日(月)～27日(火) (土・日曜日を除く)  
ところ 市役所4階会議室

## 平成18年分所得税確定申告 平成19年度市民税・県民税申告受付日程表

月日	区分	会場
2月 1日(木)	屋敷町	あいち中央農協吉浜支店2階会議室
2月 2日(金)	田戸町	東海会館2階集会室
2月 6日(火)	小池町、八幡町	吉浜公民館1階会議室
2月 7日(水)	呉竹町、新田町、芳川町	高取公民館1階会議室
2月 8日(木)	向山町、論地町	
2月 9日(金)	清水町、神明町一丁目～五丁目・八丁目、豊田町、本郷町	南部公民館2階大会議室
2月14日(水)	碧海町、二池町	中央公民館(市民センター) 団体研修室
2月15日(木)	湯山町四丁目7番地2 神明町六丁目・七丁目	市役所4階会議室
2月16日(金)	湯山町(四丁目7番地2以外)	
2月19日(月)	春日町	
2月20日(火)	沢渡町	
2月21日(水)	稗田町	
2月22日(木)	青木町	
2月23日(金)～ 3月15日(木)	市内全域 ※土・日曜日を除く	

受付時間 午前9時～正午、午後1時～4時 農協 各公民館などの会場  
午前8時45分～正午、午後1時～4時 市役所会場

## 次の方は 刈谷税務署で 申告してください

所得税の確定申告の義務のある方で次の方は、出張受付会場および市役所の会場では申告受付ができません。直接、刈谷税務署で申告してください。

- ・営業等・農業・不動産・譲渡所得のある方(確定申告書の日様式の方)
- ・住宅借入金(取得)等特別控除を受けられる方
- ・個人事業者の消費税および地方消費税を申告される方
- ・平成18年中に贈与を受けられた方

## 国民健康保険加入者の皆さんへ

被保険者の総所得金額が法律で定められた金額以下の場合や市民税が非課税の場合など、一定の要件を満たすと保険料の軽減や入院の際の食事療養費標準負担額の減額、高額療養費にかかる自己負担限度額が少なくなる制度があります。しかし、申告がされないと、この制度に該当するかどうか判定ができず、せっかく有利になる制度を利用できないことがありますので、所得の有無にかかわらず忘れずに申告をお願いします。

## 問合せ先

市役所市民窓口グループ  
☎52-1111 (内線216・261)

## 確定申告会場 (刈谷税務署)

とき 2月16日(金)～3月15日(木)  
(土・日曜日、祝日を除く)  
午前9時～正午、  
午後1時～5時

※ただし、2月18日・25日の日曜日は開設します。



## おむつ代の 医療費控除について

確定申告で、おむつ代が医療費控除の対象として認められるためには、毎年の申告の際に、寝たきり状態であること、および治療上おむつの使用が必要であることについて、医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要です。

ただし、おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降では、医師が発行する「おむつ使用証明書」がなくても「市が介護保険法に基づく要介護認定に係る主治医意見書の内容を確認した書類」により、寝たきり状態であること、および尿失禁の発生の可能性があることが確認できれば、おむつ代が医療費控除の対象として認められます。

該当する方は、いきいき広場内介護保険グループで書類の交付を受けてください。

なお、「介護保険主治医意見書」から該当項目を確認できない場合は、今までどおりの取り扱いとなりますので希望する方は事前に問い合わせてください。

## 問合せ先

いきいき広場内介護保険グループ  
☎52-09871

## 要介護認定を 受けている方の 障害者控除

確定申告をする本人または扶養家族が「障害者(特別障害者)」に該当する場合、「障害者控除」として一定金額を所得から差し引くことができます。

この控除のための証明書として「身体障害者手帳」「療育手帳」などが要ります。

また、これらを持っていない方で、平成18年12月31日現在、要介護認定を受けている方は、「障害者控除対象者認定書」により控除を受けることができますので、いきいき広場内介護保険グループで書類の交付を受けてください。なお、認定を受けている方の状態により証明書を発行できない場合もありますので、希望する方は事前に問い合わせてください。

## 問合せ先

いきいき広場内介護保険グループ  
☎52-09871

